

公益通報に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）の業務に関し、法令もしくは本学諸規則等に違反する行為またはその恐れがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図るため、公益通報者保護法に基づき、必要な体制を整備し、もって本学の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者（以下「職員等」という。）が、法令違反行為の発生もしくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（本学および関係行政機関等を含む）に通報および相談することをいう。

(1) 本学就業規則、非常勤講師就業規則およびパート職員就業規則（以下「就業規則」という。）に規定する職員（以下「教職員」という。）

(2) 教職員の退職者

(3) 学生、卒業生および保護者

(4) 本学に勤務する派遣職員（以下「派遣職員」という。）

(5) 本学と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、本学において当該業務に従事する者（以下「契約業者」という。）

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、公益通報者保護法別表（別紙）に掲げる項目、および本学諸規則等の規定に違反する行為の事実および兆候をいう。

第2章 通報処理体制

(総括)

第3条 本学における公益通報に係る業務を総括する責任者は、常務理事がこれに充た

る。

(公益通報者の責務)

第4条 公益通報者は、客観的で合理的根拠に基づく通報を行うものとし、虚偽の通報、他人を誹謗、中傷する通報およびその他不正な目的の通報を行ってはならない。

(窓口)

第5条 本学に、職員等からの公益通報に応ずる窓口（以下「通報窓口」という。）および法令違反行為に該当するか否かについて相談するための窓口（以下「相談窓

口」という。)を設置する。

2 通報窓口および相談窓口は、総務課総務係に置き、その職員をもって充てる。

(窓口の利用)

第 6 条 窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面または面会等とする。

2 公益通報を行う場合において、本人の申し出により、通報者本人を特定する情報を秘匿することができる。

(公益通報の受付)

第 7 条 総務課総務係職員は、法令違反行為に関する通報があったときは、通報対象事実と照合し、内容の確認を行い、受付けるものとする。

2 総務課長は、法令違反行為に関する通報を受付けた場合、速やかに上長を経て、常務理事に報告するものとする。

3 総務課長は、法令違反行為に関する相談を受けた場合、迅速かつ適切に対応するとともに、速やかに上長を経て、常務理事に報告するものとする。

(総括する責任者の判断等)

第 8 条 常務理事は、前条第 2 項の報告を受けたときは、当該通報の受理、不受理および当該通報に関する事実関係の調査(以下「調査」という。)実施の可否を決定する。

2 前項の決定を行うにあたって、当該通報者に対し、通報対象事実を裏付ける証拠の提供および通報対象事実に関係する所属長および職員等に、意見の聴取等を行うことができる。

第 3 章 公益通報者への通知

(受理・不受理および調査実施等の通知)

第 9 条 常務理事は、前条第 1 項により、通報を受理する場合は、その旨を、また受理しない場合は、その理由を付して、速やかに当該通報者に通知するものとする。

なお、当該通報者が弁護士を介している場合は、弁護士を介して当該通報者に通知するものとする。

2 常務理事は、調査を実施する場合は、当該調査の実施予定時期を、調査を実施しない場合は、その理由を付して当該通報者に通知するものとする。

第 4 章 調査の実施

(公益通報調査委員会の設置)

第 10 条 常務理事は、調査を実施する場合は、通報事案および是正措置ならびに再発防止措置(以下「是正措置等」という。)を審議するため公益通報調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 事務局長
 - (3) 副学長
 - (4) 教務部長および学生支援センター長
 - (5) 学長が指名する学科長および課長
 - (6) その他学長が必要と認める者
- 3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 学長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調 査)

第11条 委員会は、当該通報の内容等について速やかに調査を行うものとする。

- 2 調査は、関係資料の提出、その他調査の実施上必要な協力を関係部署へ求め、実施する。
- 3 調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう、通報者、被通報者および調査に協力した者等の秘密、信用、名誉、個人情報等を侵害することのないよう、調査方法に十分配慮しなければならない。

(調査協力)

第12条 委員会は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、必要な調査協力を求めることができる。

- 2 調査対象部署および調査協力を求められた者は、委員会に協力しなければならない。

(調査結果の報告)

第13条 委員会は、調査結果および是正措置等を速やかに取りまとめ、常務理事に報告するものとする。

- 2 常務理事は、調査が完了したとき、当該通報者に調査結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第14条 常務理事は、調査の結果、違反行為が明らかになった場合、是正措置等を講じ、当該是正措置等を通報者および被通報者に対し、秘密、信用、名誉および個人情報等に配慮しながら通知する。

- 2 常務理事は、調査結果の報告を受け、是正措置等を講ずる必要を認める場合は、当該所属長に是正措置等を命じるものとする。3 所属長は、前項により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果、その他必要事項を、常務理事に報告するものとする。

- 4 常務理事は、通報事実が緊急を要すると認めるときは、委員会を設置せずには是正措置等を講ずることができる

(委員会の解散)

第15条 委員会は、第13条第1項による報告を行った後、常務理事が調査を完了したと認めるときに解散するものとする。

第5章 公益通報者等の保護および懲戒処分等

(公益通報者の保護)

第16条 職員等が公益通報をしたことを理由として、解雇等その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

- 2 職員等が公益通報をしたことを理由として、当該職員等の職場環境等が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。
- 3 公益通報者および調査への協力を行った者に対し、不利益な取扱いまたは嫌がらせ等を行った職員等には、懲戒処分、解雇、契約解除および損害賠償請求を行うことができる。

(個人情報の保護)

第17条 この規程に定める業務に携わる教職員は、公益通報された内容および調査で得られた個人情報を漏洩してはならない。当該業務に携わった教職員の退職者も同様とする。

(処 分)

第18条 委員会の調査結果に基づき、法令違反行為が明らかとなった場合は、当該違反行為に関与した教職員および学生に対し、就業規則および本学学則に基づき、懲戒処分等を、派遣職員および契約業者に対しては、契約解除および損害賠償請求を行うことができる。

- 2 第4条の規定に違反する通報を行った教職員および学生に対し、就業規則および本学学則に基づき、懲戒処分等を、派遣職員、契約業者に対し、契約解除、損害賠償請求を、卒業生、保護者、教職員の退職者および職員等以外の者に対しては、損害賠償請求を行うことができる。
- 3 法令違反行為に関与していた教職員、派遣職員および契約業者が、委員会がその調査を開始する前に、自ら公益通報を行った場合は、当該者の処分を免除またはその程度を軽減することができる。
- 4 正当な理由なく個人情報を漏洩した教職員および学生に対し、就業規則および本学学則に基づき、懲戒処分等を課すことができる。また派遣職員および契約業者については、契約解除および損害賠償請求を行うことができる。

第6章 職員等の責務

(公益通報を受けた職員等の責務)

第19条 第5条第2項に定める総務課総務係以外の職員等が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡または当該公益通報者に対し通報窓口へ通報するように助言するなど、適切に対応するよう努めなければならない。

第7章 通報対象事実関係者の除外

(通報対象事実関係者の除外)

第20条 通報対象事実に関する公益通報の対象、または対象となることを見込まれる者は、当該業務の担当者および委員会の構成員となることはできない。

第8章 職員等以外の者からの公益通報

(職員等以外の者からの公益通報)

第21条 職員等以外の者からの公益通報対象事実に関する公益通報があったときは、この規程の定めに基づいて取り扱うものとする。

第9章 雑則

(行政機関等への協力)

第22条 本学は、行政機関その他の公的機関等から公益通報に関する調査等の協力を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、必要な協力を行うものとする。

(事務)

第23条 この規程に関する事務は、総務課総務係が行う。

(その他)

第24条 この規程に定める他、必要な事項は、その都度定める。

附則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成28年3月1日から一部改正し施行する。

通報対象事実

- 1 刑法（明治40年法律第45号）
- 2 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 3 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
- 4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
（昭和25年法律第175号）
- 5 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 7 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 8 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの